

募集する区立高齢者住宅（けやき苑）

区立高齢者住宅一覧は下記の通りです。

階層を指定して申込むことはできません。

抽せんの結果、資格審査対象者(当せん者)として登録された方に、住宅をあっせんします。

〔一人～二人向〕 9～10ページの入居資格に該当する方に限ります。

申込番号	募集戸数	あき家状況(戸)	住宅名所在地	主な交通機関	間取り専用面積	標準的な使用料(円)	エレベーター	建築年
1	1戸	1	大谷口上町 けやき苑 大谷口上町84-5	東上線/大山駅/ 徒歩約20分 「水道タンク前」バス停 から徒歩約5分	1DK 40.1㎡	23,800 ～ 35,400	有	平成15

※ 成増、小豆沢けやき苑は今回募集を行いません。

※ あき家状況は、令和8年5月1日現在の状況です。

区立高齢者住宅（けやき苑）とは

区立高齢者住宅とは、高齢者のみの世帯を対象として、下記のような設備等をそなえた民間の住宅を区が借上げた集合住宅です。

- この住宅には、手すりや緊急通報システムなど的高齢者に配慮した設備を設けるとともに、団らん室などの入居者の利便施設も併設されています。
このほか、主な設備は次の通りです。
自動火災報知器、給湯システム、冷暖房機、玄関インターホン、エレベーター、ガスコンロ
- この住宅には、入居者の安否の確認や緊急時の対応、関係機関への連絡、情報提供などのために生活援助員を配置しています。

区立高齢者住宅(けやき苑)の入居資格(1人で申込む場合)

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

申込番号 **1** です。

※ 必ず区立高齢者住宅(けやき苑)の申込書(みどり色)をご使用ください。

申込期間に、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

1 板橋区内に継続して3年以上居住していること

- (1) 板橋区内に継続して3年以上居住しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

2 65歳以上の配偶者のいない単身者であること

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること(住民票で世帯分離している場合も含む)をいいます。

- (1) 配偶者(法律上の配偶者のほか内縁関係の方(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方)および婚約者・パートナーを含む。)がないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記(3)にあてはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
- (3) 同居している親族がないこと。ただし、次にあてはまるときは申込みできます。
同居している親族全員が、申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。
※遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。

3 所得が定められた基準内であること

年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

所得税法上の扶養親族がいる場合は、扶養親族1人につき38万円を申込者の年間所得から差し引いてください。

所得金額 0円～2,568,000円

* 所得金額は、給料の支給額、年金の受給額とはちがいます。くわしくは、26～32ページをご覧ください。

4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者でないこと。

- (1) 住宅または土地の所有者(共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。)でないこと。
ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。
なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方(滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。)
なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 現にけやき苑に入居している方は申込みできません。

5 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

区立高齢者住宅(けやき苑)の入居資格(2人で申込む場合)

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。 申込番号 **1** です。

※ 必ず区立高齢者住宅(けやき苑)の申込書(みどり色)をご使用ください。

申込期間に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が板橋区内に継続して3年以上居住していること

申込者・申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、区立高齢者住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が板橋区内に継続して3年以上居住しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

2 申込者が65歳以上であること

3 65歳以上の同居親族がいること

同居親族・申込者と一緒に区立高齢者住宅(けやき苑)に入居する親族です。
同居・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること
(住民票で世帯分離している場合も含む)をいいます。

現に同居し、または同居しようとする65歳以上の親族がいること。ただし、配偶者はおおむね60歳以上(申込期間に57歳以上の方)です。

- (1) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
 - ア 婚約者・パートナー(入居手続きの時までに入籍できること。)
 - イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方。
 - ウ 独立して生計を営む3親等内の血族または姻族であること。
- (2) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。
 - ア 夫婦が別居する申込み。
 - イ 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み。
- (3) 内縁関係の場合、住民票で「末届の夫(または妻)」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。
- (4) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

※ 申込みをした後は、申込者、同居親族の変更はできません。
ただし、死亡の場合を除きます。

4 所得が定められた基準内であること

申込世帯の年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

所得税法上の扶養親族がいる場合は、扶養親族1人につき38万円を申込者の年間所得から差し引いてください。

所得金額 0円～2,948,000円

* 所得金額は、給料の支給額、年金の受給額とはちがいます。くわしくは、26～32ページをご覧ください。

5 住宅に困っていること

申込者および同居親族が9ページ「4 住宅に困っていること」にあてはまることをお確かめください。

6 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

募集する区営住宅

区営住宅一覧は下記の通りです。

あき家状況欄に数字の記載されている住宅にあっせんできるあき家があります。

いずれの住宅も住宅名および階層を指定して申込むことはできません。

抽せんの結果、資格審査対象者(当せん者)として登録された方に、登録された順に住宅をあっせんします。その際あき家のない住宅を希望することもできますが、次の募集までにあき家が発生しない場合は、あっせんすることはできません。

※ あっせんするあき家住宅は、主に建設後37～51年の耐火住宅です。

※ 申込世帯に身体障がい者、高齢者のいる世帯でも下層階をあっせんできるとは限りません。

※ 12～13ページの入居資格に該当する方に限ります。

(二人以上向) ※ 単身者は申込みません。

■ 浴槽はすべてついています。

■ 原則として、車いす使用者、身体障がい者、高齢者に配慮した設備は設けていません。

申込番号	募集戸数	あき家状況(戸)	住宅名所在地	主な交通機関	間取り専用面積	標準的な使用料(円)	エレベーター	建築年
2	10戸	1	赤塚三丁目アパート 5号棟 赤塚3-28-5	東上線/成増駅/ 徒歩約8分	3DK 50.9㎡ ～ 61.5㎡	28,200 ～ 54,500	-	昭和57
		-	赤塚三丁目アパート 11号棟 赤塚3-27-11				有	昭和52
		1	徳丸二丁目 第2アパート 徳丸2-16-1	東上線/東武練馬駅/ 徒歩約10分			-	昭和57
		1	舟渡二丁目 第3アパート 2号棟 舟渡2-33-2	埼京線/浮間舟渡駅/ 徒歩約15分			有	昭和58
		1	舟渡二丁目 第3アパート 7号棟 舟渡2-33-7				-	昭和58
		1	高島平七丁目アパート 高島平7-41-1	三田線/新高島平駅/ 徒歩約10分			有	昭和50
		1	舟渡一丁目 第2アパート 舟渡1-7-21	埼京線/浮間舟渡駅/ 徒歩約3分			有	昭和62
		1	西台三丁目アパート 1号棟 西台3-20-1	三田線/西台駅から バス「南西台」下車 徒歩約3分			有	昭和61
		2	西台三丁目アパート 2号棟 西台3-13-2				有	平成1
		1	前野町三丁目 第2アパート 前野町3-53-1	三田線/本蓮沼駅/ 徒歩約12分			有	平成6

※ 常盤台四丁目第2アパート、小茂根一丁目住宅、志村坂下住宅、仲宿住宅は今回公募を行いません

※ あき家状況は、令和8年5月1日現在の状況です。

区営住宅の入居資格(二人以上向)

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

申込番号 **2** です。

※ **必ず区営住宅の申込書(もも色)をご使用ください。**

申込期間に、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が板橋区内に引き続き1年以上居住していること

申込者・申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、区営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が申込みの日まで引き続き板橋区内に1年以上居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、18歳未満の既婚者および入居手続きのときまでに入籍できる婚姻予定者を含みます。また、未成年者どうしの婚約による申込みは、入居資格審査のときに、法定代理人(親)の同意書の提出が必要です。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
ア 「永住者(特別永住者を含む。)およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
イ ア以外の在留資格の場合は、申込期間において、在留実績が継続して1年以上あること。

2 同居親族がいること

同居親族・申込者と一緒に区営住宅に入居する親族です。
同居・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること(住民票で世帯分離している場合も含む)をいいます。

- (1) 申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) ア 内縁関係の方との申込みは、申込期間以前より同居していて、住民票の続柄欄が「未届の夫(または妻)」と記載されており、法律上の配偶者がいないこと。
イ パートナーシップ関係の相手方がいる方の申込みは、パートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
ア 申込者と婚約している方で、入居手続きのときまでに入籍できること。
イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方。
ウ 単身で居住している方または誰からも扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が「4 住宅に困っていること」の区分での高齢者世帯または心身障がい者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。
(7ページの親等図をご参照ください。)
※ 2親等内の直系血族・姻族……申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者
3親等内の血族・姻族……上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者
- (4) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記(1)から(3)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) 上記(1)から(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。
なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できる必要があります。

※ 申込みをした後は、申込者、同居親族の変更はできません(出生、死亡の場合を除く)。

3 所得が定められた基準内であること

申込世帯の所得の合計が、27ページの所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。
⇒26～32ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

- (1) 申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 申込者および同居親族に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住宅	区分	資格要件														
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。														
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。														
	ひとり親世帯（父子・母子世帯）	申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者・パートナーを含む。）のいない方であり、かつ同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること。														
	高齢者世帯	申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者・パートナーを含む。） イ おおむね60歳以上の方（申込期間に57歳以上の方） ウ 18歳未満の児童 エ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 オ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）														
	心身障がい者世帯	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者														
	多子世帯	同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が区営住宅に入居できること。														
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。														
公営住宅等	<p>お住まいの住宅の住戸専用面積が下表の入居資格基準表にあてはまること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">入居資格基準表</th> <th rowspan="6" style="vertical-align: top; padding-left: 10px;">壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。</th> </tr> <tr> <th>居住人数</th> <th>住戸専用面積（壁芯）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">30㎡未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">40㎡未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4人</td> <td style="text-align: center;">50㎡未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: center;">57㎡未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6人</td> <td style="text-align: center;">66.5㎡未満</td> </tr> </tbody> </table>	入居資格基準表		壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	2人	30㎡未満	3人	40㎡未満	4人	50㎡未満	5人	57㎡未満	6人	66.5㎡未満
入居資格基準表		壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。														
居住人数	住戸専用面積（壁芯）															
2人	30㎡未満															
3人	40㎡未満															
4人	50㎡未満															
5人	57㎡未満															
6人	66.5㎡未満															

※ 木造または簡易耐火構造、もしくは浴室のない公的な住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

5 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

募集する改良住宅

改良住宅一覧は下記の通りです。

あき家状況欄に数字の記載されている住宅にあっせんできるあき家があります。

いずれの住宅も住宅名および階層を指定して申込みことはできません。

抽せんの結果、資格審査対象者(当せん者)として登録された方に、登録された順に住宅をあっせんします。その際あき家のない住宅を希望することもできますが、次の募集までにあき家が発生しない場合は、あっせんすることはできません。

〔一人～二人世帯向〕

申込番号	募集戸数	あき家状況(戸)	住宅名所在地	主な交通機関	間取り専用面積	標準的な使用料(円)	エレベーター	建築年
3	1戸	-	やよい住宅 弥生町16-4	東上線/中板橋駅/ 徒歩約5分	-	-	有	平成15
		1	かみちょう住宅 大谷口上町58-5	東上線/大山駅/ 徒歩約20分 「水道タンク前」バス停 から徒歩約6分	1DK 39.9㎡	23,700 ~ 35,400	有	平成18
		-	かみちょう住宅二号館 大谷口上町61-5	東上線/大山駅/ 徒歩約19分 「水道タンク前」バス停 から徒歩約5分	-	-	有	平成19
		-	かみちょう住宅三号館 大谷口上町61-7	東上線/大山駅/ 徒歩約19分 「水道タンク前」バス停 から徒歩約5分	-	-	無	平成20

〔二人以上世帯向〕

申込番号	募集戸数	あき家状況(戸)	住宅名所在地	主な交通機関	間取り専用面積	標準的な使用料(円)	エレベーター	建築年
4	1戸	-	やよい住宅 弥生町16-4	東上線/中板橋駅/ 徒歩約5分	-	-	有	平成15
		1	かみちょう住宅 大谷口上町58-5	東上線/大山駅/ 徒歩約20分 「水道タンク前」バス停 から徒歩約6分	2DK 50.0㎡	29,300 ~ 44,300	有	平成18
		-	かみちょう住宅二号館 大谷口上町61-5	東上線/大山駅/ 徒歩約19分 「水道タンク前」バス停 から徒歩約5分	-	-	有	平成19
		-	かみちょう住宅三号館 大谷口上町61-7	東上線/大山駅/ 徒歩約19分 「水道タンク前」バス停 から徒歩約5分	-	-	無	平成20

*** 改良住宅とは ***

住宅地区改良事業の施行に伴い、その居住する住宅を失うことにより住宅に困窮する従前居住者が入居するための賃貸住宅です。

使用することができる方が使用せず、又は使用しなくなった場合に公募を行います。

改良住宅の入居資格（1人で申込む場合）

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

申込番号 **3** です。

※ 必ず改良住宅の申込書（き色）をご使用ください。

申込期間に、次の1～7のすべてにあてはまる必要があります。

1 板橋区内に継続して1年以上居住していること

- (1) 板橋区内に継続して1年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

2 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む）をいいます。

- (1) 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者・パートナーを含む。）がいないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記(3)にあてはまる方も含まれます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
- (3) 同居している親族がいないこと。ただし、同居している親族全員が、申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となるときは申込みできます。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。

※遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。

3 次の資格要件のいずれかにあてはまること

60歳以上	60歳以上であること。
身体障がい者1級～4級	身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者であること。
単身精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）であること。
単身知的障がい者	知的障がい者で上記「単身精神障がい者」の精神障がいの程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度）であること。
戦傷病者手帳受給の障がい者	戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者であること。
原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
生活保護または中国残留邦人支援給付受給者	生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
海外からの引揚者	海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。（区内居住が1年未満でも可）
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。
単身DV被害者	配偶者等（婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む。）から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設において保護が終了してから5年以内 イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内

4 所得が定められた基準内であること

申込世帯の所得の合計が、27 ページの所得基準表に応じた所得基準の範囲内であること。
⇒26～32 ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

5 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

- (1) 住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。
なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）
なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住 宅	区 分	資 格 要 件
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。 →入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。
	高齢者	60歳以上の高齢者であること。
	心身障がい者	次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者
	生活保護又は中国残留邦人支援給付受給者	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること

※ 木造または簡易耐火構造の公営住宅、あるいは浴室のない公営住宅に入居されている方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みことができます。

6 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

改良住宅の入居資格(2人以上向)

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。 申込番号**3・4**です。

※ 必ず改良住宅の申込書（き色）をご使用ください。

申込期間に、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が板橋区内に引き続き1年以上居住していること

申込者・申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、改良住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が申込みの日まで引き続き板橋区内に1年以上居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、18歳未満の既婚者および入居手続きのときまでに入籍できる婚姻予定者を含みます。また、未成年者どうしの婚約による申込みは、入居資格審査のときに、法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
ア 「永住者（特別永住者を含む。）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
イ ア以外の在留資格の場合は、申込期間において、在留実績が継続して1年以上あること。

2 同居親族がいること

同居親族…申込者と一緒に改良住宅に入居する親族です。
同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む）をいいます。

- (1) 申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) ア 内縁関係の方との申込みは、申込期間以前より同居していて、住民票の続柄欄が「末届の夫（または妻）」と記載されており、法律上の配偶者がいないこと。
イ パートナーシップ関係の相手方がいる方の申込みは、パートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
ア 申込者と婚約している方で、入居手続きのときまでに入籍できること。
イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方。
ウ 単身で居住している方または誰からも扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が「4 住宅に困っていること」の区分での高齢者世帯または心身障がい者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。（7ページの親等図をご参照ください。）
※ 2親等内の直系血族・姻族……申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者
3親等内の血族・姻族……上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者
- (4) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記(1)から(3)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) 上記(1)から(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。
なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できる必要があります。

※ 申込みをした後は、申込者、同居親族の変更はできません（出生、死亡の場合を除く）。

3 所得が定められた基準内であること

申込世帯の所得の合計が、27ページの所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。⇒26～32ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

- (1) 申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書書の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書書の提出が必要です。
- (2) 申込者および同居親族に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住宅	区分	資格要件
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。
	ひとり親世帯（父子・母子世帯）	申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者・パートナーを含む。）のいない方であり、かつ同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること。
	高齢者世帯	申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者・パートナーを含む。） イ おおむね60歳以上の方（申込期間に57歳以上の方） ウ 18歳未満の児童 エ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 オ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）
	心身障がい者世帯	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者
	多子世帯	同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が改良住宅に入居できること。
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。
公営住宅等	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が13ページの入居資格基準表にあてはまること。

※ 木造または簡易耐火構造、もしくは浴室のない公的な住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

5 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

申込みから入居まで（都営住宅〔地元割当〕）

【オンライン申込の方】

申込期間：令和8年5月21日（木） 0時00分～
6月3日（水）23時59分
6月3日（水）までにLoGoフォームで
申込完了したものに限り受け付けます。

【郵送申込の方】

申込期間：令和8年5月21日（木）～
6月3日（水）
までに板橋区役所に届いたものに限り
受け付けます。

抽せん番号の 通知

【オンライン申込の方】

令和8年6月18日（木）メール送信予定

【郵送申込の方】

令和8年6月18日（木）はがき発送予定

公開抽せん会

令和8年7月3日（金）
時 間：13時30分 開始～14時30分 終了（予定）
場 所：板橋区役所本庁舎北館5階 504 会議室
結果発表：同日 18 時頃から、住宅政策課窓口に当せん番号を掲示する予定です。
また、区のホームページ
（<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/>）でも結果を掲載します。
※新聞等の紙上での発表はありません。※電話による問い合わせはお断りします。

抽せん結果の 通知

【オンライン申込の方】

令和8年7月17日（金）メール送信予定

【郵送申込の方】

令和8年7月17日（金）はがき発送予定

資格審査対象者（当せん者）

補欠者

落せん者

入居資格審査

必要な書類を板橋区役所に持参していただき、面接により審査します。
※審査場所（板橋区役所本庁舎北館5階 ⑭番） ☎03-3579-2187

合格者

失格者

合格者の通知

合格者全員が確定した時点で通知します。

- ・申込地区であき家が発生し、入居の用意ができ次第、順番にあっせん通知を送付します。
棟・間取り・階数等の指定はできません。
- ・住宅の使用許可日（入居）は令和8年12月～令和9年8月頃までの予定です。
あき家の点検や補修等の都合により、令和9年9月以降になる場合もあります。

次ページにつづく

都営住宅等あっせん通知書およびご入居のご案内

使用許可日の約1か月前に発送

- 使用許可日、入居予定住宅の号棟・部屋番号・住宅の下見期間等をお知らせします。
- 入居手続きと住まい方等に関する説明資料の内容をよくご確認のうえ、必要書類を期日までにご返送ください。
- 保証金として、住宅使用料の2か月分をお支払いいただきます。
- 入居にあたり以下の要件にあてはまる連絡先となる方1名（または、1法人）が必要です。
 - ①日本国内に住所を有する成人の方で、使用者の入居する都営住宅に同居しない方
 - ②日本国内に連絡の取れる拠点を常設している法人
- 連絡先となった方には、緊急の際に連絡することがあるほか、万一、使用者が使用料を滞納した場合には、滞納の事実を告げ、連絡先となった方を經由して使用者に使用料を請求する場合があります（連絡先となった方へ使用料を請求することはありません。）。

住宅の下見 使用許可日の約1か月前

下見は、指定の下見期間中に1回のみできます。（平日のみ）

入居手続き 使用許可日の約2週間前

郵便で入居手続き書類を返送していただきます。

鍵の受け取り 使用許可日の約1週間前

入居手続き完了後、「住宅使用許可書」をお送りいたしますので、管轄の窓口センターにその許可書を持参し、住宅の鍵を受け取ってください。

入居 使用許可日から15日以内に引越してください。

※補欠で待機いただく方についてはこちらのスケジュールとは異なる場合があります。

申込み後、住所の変わる方へ

- 最寄りの郵便局に「転居届」を出して、はがき（抽せん番号のお知らせ等）を受け取れるようにしてください。住宅政策課に連絡されても住所変更はいたしません。
- 資格審査対象者および補欠者となられた方は、はがきに、①令和8年5月募集 ②申込番号 ③抽せん番号 ④旧住所 ⑤新住所 ⑥電話番号 ⑦申込者名 を記入して、〒173-8501 板橋区板橋2-6 6-1 板橋区役所都市整備部住宅政策課（地元割当窓口）あてに必ずお送りください。

補欠者の繰り上げ

- 資格審査により失格者が出た場合、抽せん補欠となった方を順位に従って繰り上げ、資格審査を行います。
- 資格審査を行い、登録予定者数に達しましたら、繰り上げとならなかった方への通知を住宅政策課から差し上げます。

募集する都営住宅（地元割当）

今回の募集は、あき家入居登録者を募集するものです。

あき家入居登録者とは、おことう1年間に発生が予想されるあき家住宅への入居予定者として登録され、あき家が発生する都度あっせんされる方をいいます。

住宅のあっせんは、令和8年12月～令和9年8月頃までの予定です。あき家が見込みどおり発生しないときは、令和9年9月以降になる場合もあります。

都営住宅（地元割当） 22～25ページの入居資格に該当する方に限ります。

申込番号	入居人数	募集戸数	住宅名 (主な所在地)	主な交通機関	間取り 専用面積	標準的な 使用料 (円)	エレベーター	建築年	備考
5	1～2人	1	板橋幸町 (幸町45-5ほか)	東武東上線「大山駅」 徒歩約10分	1DK 32～34㎡	18,700 ～ 39,800	有	平成20 ～ 平成26	バリアフリー 仕様
6	1～2人	1	西台 (高島平9-1)	都営三田線「西台駅」 徒歩約5分	2DK 35㎡	19,200 ～ 37,800	有	昭和45	スーパー リフォーム (平成22)
7	2人以上	1	西台 (高島平9-1)		3DK 38㎡	21,100 ～ 41,500	有	昭和45	スーパー リフォーム (平成23～24)
8	2人以上	1	前野町四丁目第5 (前野町4-15)	都営三田線「志村坂上駅」 徒歩約15分	2DK 47㎡	27,300 ～ 54,300	有	平成19 ～ 平成22	バリアフリー 仕様
9	2人以上	1	坂下二丁目第2 (坂下2-10)	都営三田線「連根駅」 徒歩約7分	2DK 53㎡	30,200 ～ 59,300	有	平成7	バリアフリー 仕様
10	3人以上	1	幸町 (幸町45-20ほか)	東京メトロ有楽町線・副都心線 「要町駅」から 国際興業バス「幸町」 徒歩約4分	3DK 58㎡	32,100 ～ 63,000	無	昭和61 ～ 平成2	

※注) 以前都営住宅にお住まいであった方で、都営住宅使用料等に未納分のある方は資格審査までにお支払いいただきます。

○ バリアフリー仕様

おおむね平成3年度以降に建設した浴槽・給湯器付きの住宅で、高齢者等が日常生活を支障なく営むことができる措置が講じられた住宅です。また、ほとんどの住宅の浴室、玄関などに手すり等が設置されています。このバリアフリー仕様住宅には、障がい者・高齢者以外の方も申込みできます。

○ スーパーリフォーム仕様

昭和40年代に建設した住宅の内部のリフォーム（間取りの変更、室内段差の解消、設備の改善）を行ったものです。居室内のみ段差を解消しており、玄関・浴室・トイレ等には多少の段差があります。また、スーパーリフォームを実施した年度を記載しています。

東京都パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格の拡大について

- 東京都パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和4年11月以降の募集から戸籍上の親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も家族向の申込資格を有することになりました。
- 「パートナーシップ関係にある方」とは、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明（東京都パートナーシップ宣誓制度による証明）もしくは東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明書を受けたパートナーシップ関係にある方」のことをいいます。
- この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある二者」も対象となります。
- なお、資格審査時に東京都等のパートナーシップに関する制度による証明の提出が必要です。
- この募集では、「パートナーシップ関係にある方」を「パートナー」と表記しています。

都営住宅(地元割当)の入居資格(1人で申込む場合)

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。 **申込番号 5・6**です。

※ **必ず都営住宅〔地元割当〕の申込書(みず色)をご使用ください。**

申込期間に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 板橋区内に継続して3年以上居住していること

- (1) 板橋区内に継続して3年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については特別永住者およびその配偶者等または中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

2 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること(住民票で世帯分離している場合も含む。)をいいます。

- (1) 配偶者(法律上の配偶者のほか内縁関係の方(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方)、婚約者およびパートナーを含む。)がいないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記(3)にあてはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
- (3) 同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。
ア 同居している親族全員が、申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転動もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。

※遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。

イ 居住している住宅の住戸専用面積が、下の入居資格基準表にあてはまること。

入居資格基準表	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。
	2人	30㎡未満	5人	57㎡未満	
3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満		
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満		

3 次の資格要件のいずれかにあてはまること

資格区分	資格要件
60歳以上	60歳以上であること。
身体障がい者1級～4級	身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者であること。
単身精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障がい者(障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。)であること。
単身知的障がい者	知的障がい者で上記「単身精神障がい者」の精神障がいの程度に相当する程度(愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度)であること。
生活保護または中国残留邦人支援給付受給者	生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
海外からの引揚者	海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること(区内居住が3年未満でも可)。 ※海外からの引揚者とは、昭和20年(1945年)8月15日の終戦に伴って、やむを得ない理由により日本に引き揚げた者等をいう。
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。
単身DV被害者	配偶者等(婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む。)から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設における保護が終了した日から起算して5年以内。 イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内。

4 所得が定められた基準内であること

年間所得金額が、27 ページの所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。
所得の計算方法は、26～32 ページでお確かめください。

5 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

- (1) 住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。
ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後 2 か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。
ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住 宅	区 分	資 格 要 件
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の 20% 以上であること。
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。
	高齢者	60 歳以上であること。
	心身障がい者	次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～4 級の障がい者 イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で 1 度～3 度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級・2 級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の障がい者
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給者	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
公営住宅等	通勤時間が長い	通勤時間が片道 90 分以上かかっており、都営住宅に入居することにより片道 30 分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は通勤時間が片道 60 分以上かかれば対象とします。
	居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者または障がい者の方で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること。 ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるスーパーリフォーム住宅及びバリアフリー仕様住宅のみです。（21 ページの申込住宅の備考欄でお確かめください。）

※ 木造または簡易耐火構造の公営住宅、もしくは浴室のない公営住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

6 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

都営住宅(地元割当)の入居資格(2人以上で申込む場合)

※年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」申込番号5・6・7・8・9・10です。
でお確かめください。

※必ず都営住宅〔地元割当〕の申込書(みず色)をご使用ください。

申込期間に、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が板橋区内に居住していること

申込者…申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、都営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が、板橋区内に居住する成年者(18歳未満の既婚者を含む)で、そのことが住民票の写しで証明できること。なお、18歳未満の既婚者には、入居手続きのときまでに婚姻できる婚姻予定者を含みます。また未成年者どうしの婚約による申込みは、入居資格審査のときに、法定代理人(親)の同意書の提出が必要です。
- (2) 外国人については、中長期在留者で(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ア 特別永住者およびその配偶者等
 - イ 中長期在留者(「永住者およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」)
 - ウ 中長期在留者(イ以外の在留資格)※ただし申込期間において在留実績が1年以上あること

2 同居親族がいること

同居親族…申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。
同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること(住民票で世帯分離している場合も含む)をいいます。

- (1) 申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) (1)のほか、次の方は申込みができます。
 - ア 入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者
 - イ 内縁関係の方との申込みは、申込期間以前より同居していて、住民票の続柄欄が「未届の夫(または妻)」と記載されており、法律上の配偶者がいないこと。
 - ウ パートナーシップ関係の相手方がいる方の申込みは、パートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
 - ア (2)にあてはまる方。
 - イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方(課税証明書で扶養関係が確認できること。)
 - ウ 同居しようとする親族等のみで居住している場合または他の親族等と同居している場合は当該親族から扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が21ページの高齢者世帯または心身障がい者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。
 - ※2親等内の直系血族・姻族…申込者または配偶者の父母、相父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者(7ページ親等図の黒丸数字の範囲)
 - 3親等内の血族・姻族…上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫の配偶者(7ページ親等図のすべての範囲)
- (4) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記(1)～(3)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) 上記(1)～(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

※申込みをした後は、申込者、同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込期間に生まれていない子を同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は都営住宅に入居できます。

3 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得の合計が、27ページの所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。所得の計算方法は、26～32ページでお確かめください。

4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

- (1) 申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者(共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。)がないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方(滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。)。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 申込者および同居親族に、公的な住宅(U R賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等)の名義人がいないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住 宅	区 分	資 格 要 件																		
U R賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃(共益費を除く。)の負担月額が、世帯の年間総収入額(事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。)を月額に換算した額の20%以上であること。																		
	U R・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにU R・公社からの証明書等で証明できることが必要です。																		
	ひとり親世帯(父子・母子世帯)	申込者が配偶者(法律上の配偶者のほか内縁関係の方(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方)婚約者およびパートナーを含む。)のいない方であり、かつ同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること。																		
	高齢者世帯	申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者(法律上の配偶者のほか内縁関係の方(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方)婚約者およびパートナーを含む。) イ おおむね60歳以上の方(申込期間に57歳以上の方) ウ 18歳未満の児童																		
	心身障がい者世帯	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級~4級の障がい者 イ 重度または中度の知的障がい者(愛の手帳の場合は総合判定で(1度~3度) ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者(障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。) エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者																		
	多子世帯	同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が都営住宅に入居できること。																		
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。																		
公営住宅等	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が下の入居資格基準表にあてはまること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="4">入居資格基準表</th> <th>居住人数</th> <th>住戸専用面積(壁芯)</th> <th>居住人数</th> <th>住戸専用面積(壁芯)</th> <th rowspan="4">壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含まれません。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>30㎡未満</td> <td>5人</td> <td>57㎡未満</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>40㎡未満</td> <td>6人</td> <td>66.5㎡未満</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>50㎡未満</td> <td>7人</td> <td>76㎡未満</td> </tr> </tbody> </table>	入居資格基準表	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含まれません。	2人	30㎡未満	5人	57㎡未満	3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満	4人	50㎡未満	7人	76㎡未満
	入居資格基準表	居住人数		住戸専用面積(壁芯)	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含まれません。													
		2人		30㎡未満	5人	57㎡未満														
3人		40㎡未満		6人	66.5㎡未満															
4人		50㎡未満	7人	76㎡未満																
通勤時間が長い	通勤時間が片道90分以上かかっており、都営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間が片道60分以上かかっていれば対象とします。																			
居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者または障がい者で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること。 ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるスーパーフォーム住宅およびバリアフリー仕様住宅のみです(21ページの申込住宅の備考欄でお確かめください。)																			

※ 木造または簡易耐火構造の公営住宅、もしくは浴室のない公営住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

5 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。